災害援護資金貸付のご案内

1. 災害援護資金貸付金の内容

平成 23 年東日本大震災により、世帯主の方が負傷した世帯や住居・家財に損害を受けた世帯の生活の立て直しを支援するため、那須烏山市において災害援護資金の貸し付けを行います。

2. 対象となる世帯(1から3に該当する世帯)及び貸付限度額

- (1) 被災日(平成23年3月11日)現在で、那須烏山市内に居住の世帯
- (2) 次の損害及び程度のいずれかに該当する世帯

	涿矧及ひ任店 に損害のない 堤会	家財のおおむ ね 1/3 以上が 損害を受けた 場合	住居が半壊・大 規模半壊の場 合	住居が全壊の 場合	住居の全体が 滅失・流失の場 合
世帯主が負傷し療 養期間がおおむね 1ヶ月以上の場合	150 万円	250 万円	270 万円 (350 万円)	350 万円 (350 万円)	350 万円
世帯主におおむね 1ヶ月以上の負傷が ない場合	1	150 万円	170 万円 (250 万円)	250 万円 (350 万円)	350 万円

※住居の損害について

- ・被災した住居を建て直すにあたり、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の事情があると きは、()内の金額となります。
- ・住居については、原則として自己所有が対象となります。ただし、賃貸住宅でも、住居全体の滅失・ 流失や、半壊・全壊による取り壊しのため、引き続き居住できない場合は対象となります。

※世帯主の負傷について

・栃木県内での震災による負傷が対象となります。

(3) 世帯の平成 21 年分の総所得額が次に定める額未満の世帯

世帯人数	1人	2 人	3 人	4 人	5 人以上	住居全体が滅失・
総所得額※	220 万円	430 万円	620 万円	730 万円	 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額 	流失した場合は、世 帯人数にかかわら ず、1,270万円

[※]総所得額とは、市町村民税における総所得額をいいます。

3 貸付条件

<u> </u>			
利 率	据置期間	償還期間	
保証人を立てない場合は年 1.5%(据置期間中は無利子) 保証人を立てる場合は無利子	6年 (特別の事情(※1)が ある場合は8年)	13年(据置期間を含む)	
償 還	方 法	連帯保証人(※2)	
年賦または半年賦	元利均等償還(繰上げ償還可)	保証人を立てないことも可能 ただし利子は年1.5% 保証人を立てる場合は無利子	

※1「特別な事情」について

・被災により世帯主の方が死亡した場合や住居が全壊した場合、市町村民税非課税世帯の場合などが該当します。

※2「連帯保証人」の要件について

- (1)能力者であること
- (2) 弁済の資力を要すること
- (3)原則として那須烏山市内に居住している方であること
- (4)借入申込人と同一世帯の方でないこと
- (5)連帯保証人が災害援護資金の借受人又は借受申込人でないこと
- (6)連帯保証人が、複数の借入申込人の連帯保証人でないこと

4. 申込みと提出書類

- (1) 申込人 被害を受けた世帯の世帯主(主として、その世帯の生計を維持する方)
- (2) 申込期限 平成30年3月31日まで(当日の消印有効)
- (3) 必要書類

(O:必ず必要な書類、△:状況により必要な書類)

申込みに必要な書類	申込人	連帯保証人
①災害援護資金借入申込書(所定のもの)	0	
②住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書 ・被災の日の後、那須烏山市外に転出している場合に必要です。なお、 申込人は世帯全員のもの、連帯保証人は本人のものが必要です。	Δ	Δ
③平成21年分所得証明書(他市町村発行) ・平成22年1月1日現在、那須烏山市外に住民登録をしていた場合に 必要です。なお、申込人は世帯全員のもの、連帯保証人は本人のものが 必要です。	/\	Δ
④平成22年分給与所得の源泉徴収票または所得税確定申告書の控え		0
⑤ 診断書 ・世帯主に 1 ヶ月以上の負傷がある場合に必要です。	Δ	
⑥ 罹災証明書 (総務課で発行) ・住居に半壊以上の被害がある場合に必要です。	Δ	
⑦保護証明書(福祉事務所で発行) ・生活保護受給世帯の場合に必要です。	Δ	

※被災の状況により、その他の書類の提出をお願いする場合があります。

5. 審査について

受け付け後、「災害援護資金借入申込書」の記載内容および添付書類を精査のうえ、必要に応じて調査を行います。なお、書類に不備があった場合は、再度、書類の提出等をお願いする場合があります。必要な書類が全てそろった時点で申し込みの受理となります。

6. 貸し付けの決定及び借用書等の提出について

- (1) 審査の結果、貸し付けの決定を行った場合は「貸付決定通知書」をお送りします。不承認となった場合は「貸付不承認決定通知書」をお送りします。重複申し込み、連帯保証人の確認等を行うため、申し込みの受理後、通知書をお送りするまでは、おおむね1か月程度かかります。
- (2) 貸し付けの決定を行った方には、あらためて窓口までお越しいただき、次の書類を提出していただきます。なお、詳しい手続き方法については「貸付決定通知書」にてご連絡させていただきます。

貸付の決定後に必要な書類		
①借用書(所定のもの)	②預金口座振替依頼書及び通帳のコピー (貸付金の振込口座となるもの)	
③印鑑証明書(借受人のもの)	④印鑑証明書 (連帯保証人を立てた場合は連帯保証人のもの)	

7. 貸付金の振込について

貸付金の振込は、借用書等が提出されてから、2~3週間後となります。

8. お問い合わせ先

相談•申請窓口

〒321-0526 那須烏山市田野倉85-1

那須烏山市健康福祉課社会福祉係 電話:0287-88-7115(直通) FAX:0287-88-6069 郵送の場合の送付先

〒321-0526 那須烏山市田野倉85-1 那須烏山市健康福祉課社会福祉係